

第五節 各区の状況

(一) A区 (図40)

垂水島津家七代当主久治夫婦に供えられた石幢、八代忠直夫婦墓、忠直及び九代当主貴備の子女墓を中心とする区画で、三五基の石造物が存在する。内訳は、墓碑三基、燈籠一五基、石幢三基、手水鉢四基である。燈籠は、A類四基、D1類五基、D3類二基、その他四基、手水鉢はA類三基、水鉢花立一基である。

当該区の石造物は複数の時期に渡って設置されたものと考えられるが、比較的短い期間に設置されたと考えられるグループが三群想定できる。B区に所在する七代久治夫婦と同時期に設置されたと考えられる一群(AⅠ群)、八代忠直夫婦墓、忠直及び九代貴備の子女墓と同時期に設置されたと考えられる一群(AⅡ群)と、A区南西方に所在し、石材や形状からB区に所在する一五代当主貴徳夫婦墓及びA区に所在する貴徳二女豊墓に供えられたと考えられる一群(AⅢ群)である。

AⅠ群に所属するものとしては、元禄三年(一六九〇)に七代久治夫人へに供えられた石幢(A09)、元禄五年(一六九二)に久治へ供えられた石幢(A07)の二基が挙げられる。AⅡ群に属するものとしては、正徳元年(一七一〇)に設置された八代忠直墓(A08)、元文三年(一七三三)年に設置された忠直夫人墓(A06)及び献燈と考えられる燈籠群(A00、A01、A02、A03、A04)に設置された忠直長男安二郎墓(A04)、宝永六年(一七〇九)に設置された忠直長女カヤ墓(A03)、享保一四年(一七二九)に設置された九代当主貴備二女秀墓(A01)、享保一五年(一七三〇)に設置された貴備長男鍋十郎墓(A05)、享保一六年(一七三二)に設置された貴備二男清五郎墓(A02)等が挙げられる。AⅢ群に属するものとしては大正元年(一九一三)に設置された一五代当主貴徳二女豊墓(A05)及び献燈と考えられる燈籠・手水鉢(A00、A01、A02、A03、A04、A05)、貴徳夫婦墓への献燈と考えられる燈籠・手水鉢(A06、A07)等が挙げられる。

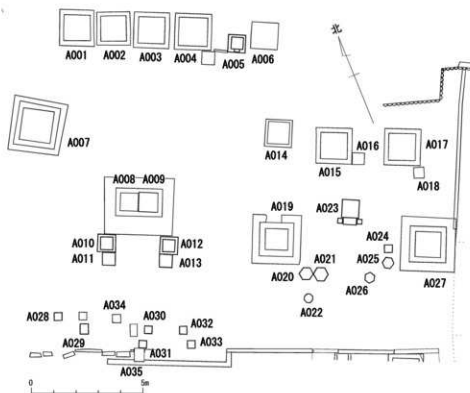


図40 A区石造物配置図

(二) B区 (図41)

垂水島津家七代当主久治夫婦墓、一五代貫徳夫婦墓を中心とする区画で、一九基の石造物が所在する。内訳は、墓碑五基、燈籠二一基、手水鉢二基、その他一基である。燈籠は、D1類七基、D3類二基、その他二基、手水鉢はA類二基である。

当該区の石造物は複数の時期に渡って設置されたものと考えられるが、比較的短い期間に設置されたと考えられるグループが二群想定できる。七代久治夫婦墓と同時期に設置されたと考えられる一群(BⅠ群)、一五代貫徳夫婦と同時期に設置されたと考えられる一群(BⅡ群)である。

BⅠ群に属するものとしては、元禄三年(二六九〇)に設置された七代久治夫人墓(B03)、元禄五年(二六九二)に設置された七代久治墓(B04)及び献燈と考えられる一群(B05、B09)が挙げられる。BⅡ群に属するものとしては、明治二五年(二八九二)に設置された一五代貫徳墓(B02)、大正一五年(一九二六)に設置された貫徳夫人墓(B02)及び献燈と考えられる燈籠・手水鉢(B04、B02)が挙げられる。

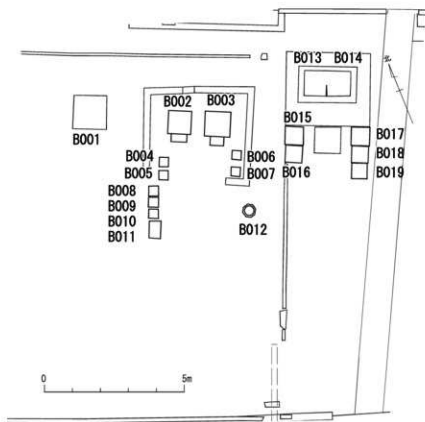


図41 B区石造物配置図

(11) 区C (11)

垂水島津家十代当主貴澄長男墓、一四代貴教長女美能墓、貴教三女益墓を中心とする区画で、一四基の石造物が所在する。内訳は、墓碑三基、燈籠九基、手水鉢二基である。燈籠は、D3類一基、その他八基、手水鉢はA類二基である。

当該区の石造物は複数の時期に渡って設置されたものと考えられるが、比較的短い期間に設置されたと考えられるグループが二群想定できる。十代貴澄長男墓と同時期に設置されたと考えられる一群(CⅠ群)、一四代貴教長女美能墓、貴教三女益墓と同時期に設置されたと考えられる一群(CⅡ群)である。

CⅠ群に属するものとしては、宝暦八年(一七五八)に設置された十代貴澄長男墓(C02)及び獻燈と考えられる石燈籠一基(C01)が挙げられる。CⅡ群に属するものとしては、大正二年(一九一三)に設置された一四代貴教長女美能墓(C03)及び獻燈と考えられる燈籠・手水鉢等(C04、C08、大正六年(一九一七)に設置された貴教三女益墓(C09)及び獻燈と考えられる燈籠・手水鉢等(C10、C14)が挙げられる。

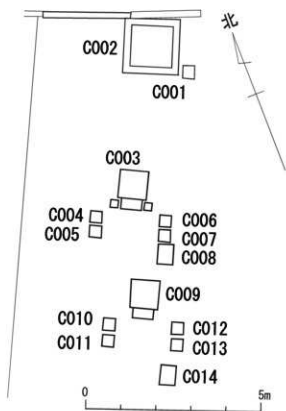


図42 C区石造物配置図

(四) D区 (図43)

垂水島津家二代当主貫柄夫婦墓、一三代貫典長女雅墓、歴代領主夫婦へ供えられた石幢群を中心とする区画で、二基の石造物が所在する。内訳は、墓碑三基、燈籠一〇基、石幢九基である。燈籠は、C類またはD類一基、D1類九基である。

当該区の石造物は複数の時期に渡って設置されたものと考えられるが、比較的短い期間に設置されたと考えられるグループが一群想定できる。二代貫柄夫婦墓及び一三代貫典長女雅墓と同時期に設置されたと考えられる一群(DI群)である。

DI群に属するものとしては、文化一四年(一八一七)に設置された二代貫柄夫人墓(D002)、天保四年(一八三三)に設置された貫柄墓(D003)及び献燈と考えられる燈籠群(D004・D005・D007・D003)、天保五年(一八三四)に設置された一三代貫典長女雅墓(D001)及び献燈と考えられる燈籠一基(D006)が挙げられる。

当該区の最大の特徴として、歴代領主に供えられた石幢群があげられる。万治元年(一六五八)に設置された六代忠紀夫人へ供えられた石幢(D004)、正徳元年(一七一)に設置された八代忠直へ供えられた石幢(D005)、元文三年(一七三三)に設置された八代忠直夫人へ供えられた石幢(D008)、寛政三年(一七九二)に供えられた九代貫典へ供えられた石幢(D007)、文化一四年(一八一七)に設置された一代貫品後室へ供えられた石幢(D002)、天保四年(一八三三)に設置された二代貫柄へ供えられた石幢(D001)、文化一四年(一八一七)に設置された二代貫柄夫人へ供えられた石幢(D009)、文久三年(一八六三)に設置された二代貫柄後室へ供えられた石幢(D005)等が該当し、時代もまちまちである。第三章で述べたように、これらの石幢群は、後世に移転された可能性が高い。

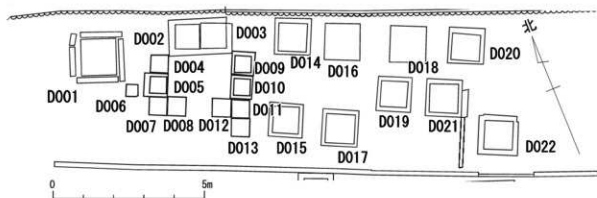


図43 D区石造物配置図

(五) E区 (図44)

垂水島津家二一代当主貴品後室墓、七代久治家臣坂元十右衛門盛基の碑及び石幢を中心とする区画で、一一基の石造物が所在する。内訳は、墓碑二基、燈籠七基、石幢一基、碑一基である。燈籠は、C類またはD類一基、D1類五基、その他一基である。

当該区の石造物は複数の時期に渡って設置されたものと考えられるが、比較的短い期間に設置されたと考えられるグループが二群想定できる。七代当主久治家臣坂元十右衛門盛基の碑及び石幢と同時期に設置されたと考えられる一群(EI群)、二一代当主貴品後室墓と同時期に設置されたと考えられる一群(EII群)である。

EI群に属するものとしては、七代当主久治に近侍し、久治の死後仏門に入り、三十余年間供養を怠らなかつたとされる坂元十右衛門盛基の行いに感銘を受けた九代貴備が、享保一〇年(一七二五)に設置した石幢一基(E08)と碑一基(E10)、燈籠一基(E09)が挙げられる。EII群に属するものとしては、文化一四年(一八一七)に設置された二一代当主貴品後室墓(E01)及び献燈と考えられる石燈籠群(E02~E04、E06、E07)が挙げられる。

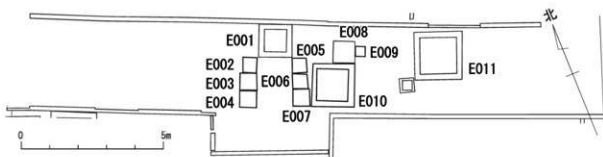


図44 E区石造物配置図

(六) F区 (図45)

当墓所内で最大の面積を有する区域であり、石造物の数も多い。

垂水島津家九代当主貴備夫婦墓、二代貴品夫婦墓、十二代貴柄後室墓、一代貴典夫婦墓を中心とする区画で、六一基の石造物が所在する。内訳は、墓碑二四基、燈籠三〇基、手水鉢六基、その他一基である。燈籠は、C類三基、C類またはD類一基、D1類一八基、D3類二基、その他六基、手水鉢はA類六基である。当該区の石造物は複数の時期に渡って設置されたものと考えられるが、比較的短い期間に設置されたと考えられるグループが三群想定できる。九代貴備夫婦墓、二代貴品夫婦墓と同時期、天明〜文化年間頃に設置されたと考えられる一群(FI群)、十二代貴柄後室墓、三代貴典墓と同時期、文久〜元治年間頃に設置されたと考えられる一群(FII群)、明治以降に設置されたと考えられる一群(FIII群)である。

F I群に属するものとしては、元文元年(一七三六)に設置された九代貴備夫人墓(F06)、寛政三年(一七九二)に設置された貴備墓(F09)及び献燈と考えられる石燈籠群(F07、F08)、天明六年(一七八六)に設置された一代貴品夫人墓(F03)、文化二三年(一八一六)に設置された貴品墓(F04)及び献燈と考えられる燈籠群(F05、F00)等が挙げられる。F II群に属するものとしては、文久三年(一八六三)に設置された十二代当主貴柄後室墓(F02)及び献燈と考えられる燈籠群(F00、F01)、元治二年(一八六五)に設置された二代当主貴典墓(F05)及び献燈と考えられる燈籠群(F07、F08)等が挙げられる。F III群に属するものとしては、明治九年(一八七六)に設置された三代当主貴典夫人墓(F02)及び献燈と考えられる燈籠・手水鉢等(F03、F05)、F区の西に位置する一群(F06、F00、F03)等が挙げられる。なお、四代久信墓(F01)、久信側室墓とされる墓(F05)も所在するが、久信墓については鹿屋安養寺から昭和四六年(一九七二)に改葬されたものであり、久信側室墓とされるものについても、後世に移転された可能性がある。

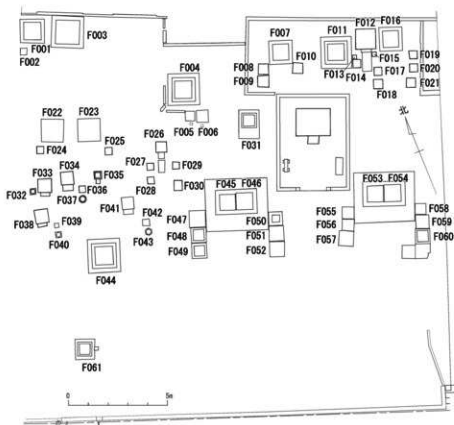


図45 F区石造物配置図

(七) G区 (図46)

垂水島津家一〇代当主貴澄夫婦墓を中心とする区画で、九基の石造物が所在する。内訳は、墓碑二基、燈籠六基、手水鉢一基である。燈籠は、C類二基、D1類四基、手水鉢はB類一基である。

当該区の石造物は比較的短い間隔で設置されている。寛政三年（一七九二）に九代貴備により供えられた手水鉢（G09）、文化四年（一八〇七）に設置された一〇代貴澄墓（G02）及び文化五年（一八〇八）に設置された獻燈と考えられる一群（G04）（G08）、文政七年（一八二四）に設置された貴澄夫人墓（G01）及び獻燈一基（G03）である。

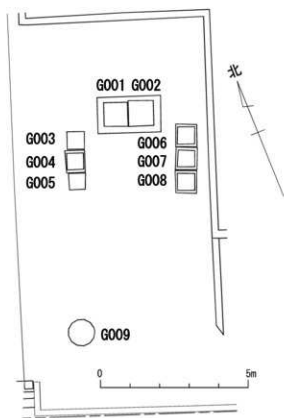


図46 G区石造物配置図

(八) H区 (図47)

垂水島津家六代当主忠紀夫婦墓及び忠紀へ供えられた石幢、一〇代貴澄夫婦、一二代貴品夫婦へ供えられた石幢群、一四代貴教墓を中心とする区画で、二三基の石造物が所在する。内訳は、墓碑八基、燈籠七基、石幢五基、手水鉢二基である。燈籠は、C類一基、D1類四基、その他二基、手水鉢はA類二基である。

当該区の石造物は複数の時期に渡って設置されたものと考えられるが、比較的短い期間に設置されたと考えられるグループが三群想定できる。六代忠紀夫婦墓と同時期に設置されたと考えられる一群(HI群)、一〇代貴澄夫婦及び一二代貴品夫婦へ献ぜられた石幢と同時期に設置されたと考えられる一群(II群)、一四代貴教墓と同時期に設置されたと考えられる一群(HIII群)である。

HI群に属するものとしては、正保四年(一六四七)に設置された六代忠紀墓(H01)、万治元年(一六五八)に設置された忠紀夫人墓(H09)及び獻燈・手水鉢と考えられる一群(H01、H05、貞享四(一六八七)に設置された忠紀へ供えられた石幢(H06)、忠紀の逝去に際し殉死した坂元九郎右衛門正安斎墓(H07)、田中傳兵衛正興斎墓(H02)が挙げられる。HII群に属するものとしては、天明六年(一七八六)に設置された二代貴品夫人へ供えられた石幢(H04)、文化四年(一八〇七)に設置された二〇代貴澄へ供えられた石幢(H08)、文化一三年(一八一六)に設置された二代貴品へ供えられた石幢(H05)、文政七年(一八二四)に設置された一〇代貴澄夫人へ供えられた石幢(H09)が挙げられる。HIII群に属するものとしては、明治三年(一八九〇)に設置された一四代貴教墓(H10)及び獻燈と考えられる一群(H07、H09、手水鉢(H02)が挙げられる。

この他に、時期不明の宝篋院印二基(H01、H02)、墓碑一基(H03)があるが、文字が風化により判読できず、詳細は不明である。

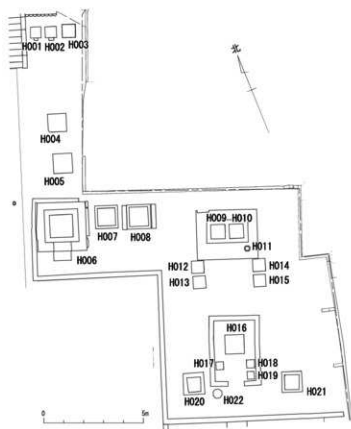


図47 H区石造物配置図

(九) Ⅰ区 (図48)

垂水島津家二三代当主貴典四男哲袈袈墓、一四代貴教夫人墓を中心とする区画で、三基の石造物が所在する。内訳は、墓碑一基、燈籠一基である。燈籠は、その他一基である。

当該区の石造物は複数の時期に渡って設置されたものと考えられるが、比較的短い期間に設置されたと考えられるグループが二群想定できる。一三代貴典四男哲袈袈墓と同時期に設置されたと考えられる一群(Ⅰ群)、一四代貴教夫人墓と同時期に設置されたと考えられる一群(Ⅱ群)である。

Ⅰ群に属するものとしては、天保一四二年(一八四三)に設置された一三代貴典四男哲袈袈墓(Ⅶ)が挙げられる。Ⅱ群に属するものとしては、明治一〇九年(一八七七)に設置された一四代貴教夫人墓(Ⅷ)及び献燈一基(Ⅷ)である。

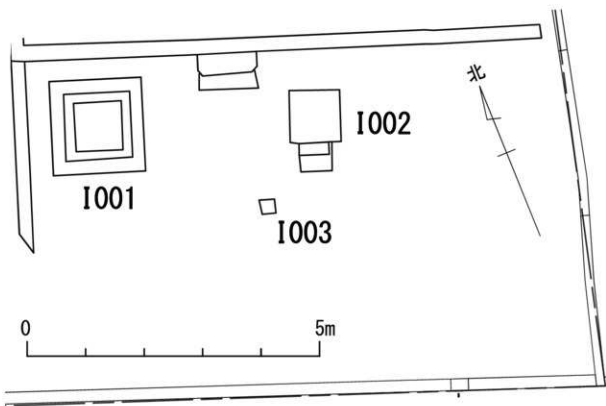


図48 Ⅰ区石造物配置図

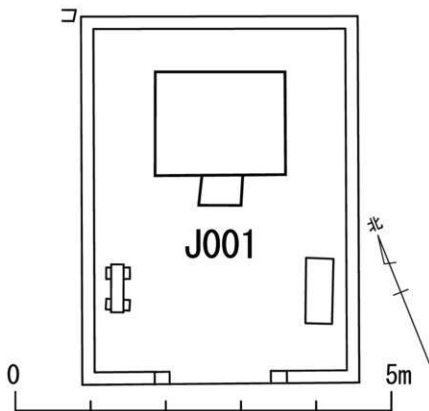


図49 J区石造物配置図

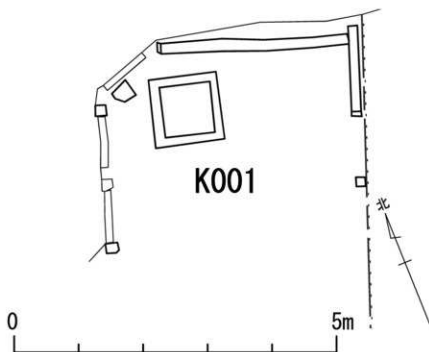


図50 K区石造物配置図

(10) J区 (図49)

垂水島津家一六代当主貫暢夫婦が安置されている墓碑(納骨堂)一基からなる区画である。

I群に属するものとしては、昭和四十三年(一九六八)に設置された一六代貫暢夫婦墓(題)が挙げられる。なお、納骨堂設置に際し、初代忠将、二代以久、三代彰久、四代久信の墓も合わせて葬られた(その後久信墓は昭和四十六年(一九七二)に鹿屋安養寺より改葬)。

(11) K区 (図50)

垂水島津家五代当主久敏墓一基からなる区画である。

K群に属するものとしては、寛永元年(一六二四)に設置された五代久敏墓(K001)が挙げられる。

第六節 当主墓と周辺石造物

前節では、各区の状況について報告した。石造物の特徴の一つとして、文字情報に刻まれることが挙げられる。なかでも紀年銘の刻字は、墓碑の場合には故人の没年や造立時期、燈籠など周辺石造物の場合は誰の供養のために造立されたものであるか想定する手がかりとなる。

本節では、石造物の特徴を活かし、垂水島津家歴代当主墓とそれに供えられた石造物（周辺石造物）の種類や数、位置関係を整理する。ここでは、近代以降に改装された当主墓は対象としない。

以下では墓と周辺石造物が所在する一致の空間を墓域と呼ぶこととし、歴代当主の墓碑域について没年順に概観することとする。

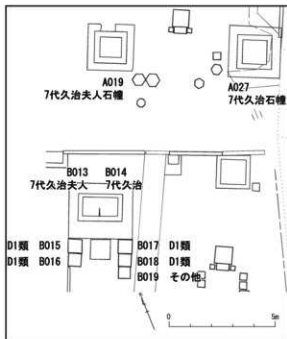
なお、周辺石造物のなかには、紀年銘の無いものや風化によって読み取れないものも存在する。これらのうち、所在する位置や配列状況、形態的な特徴を検討し、帰属する墓域を決めたものがある。

五代久敏墓域 久敏の没年は寛永元年（一六二四）である。周辺石造物は無い。

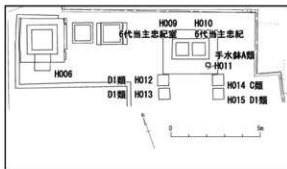
六代忠紀墓域（図51-1） 忠紀の没年は正保四年（一六四七）、忠紀夫人の没年は万治元年（一六五八）である。石幢一基（H06）を伴う。石幢は六地蔵塔である。幢身に貞享四年（一六八七）の紀年銘がある。忠紀墓との距離は約9mを図る。燈籠四基を伴う。燈籠の内訳はC類一基、D1類三基である。いずれも銘が無いが、断面形が四角で中央部分に節を有し、節の部分の径がすばむという独特な卒の形態を有すること、位置関係から本墓域に含めた。なお、忠紀夫婦墓の基壇に手水鉢一基（H11）が設置されているが、これは寄進者名から近代以降のものと考えられる。

D区に忠紀夫人に供えられた石幢が一基存在する（H04）。これについては移設された可能性が高く、図51-1には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

七代久治墓域（図51-2） 久治の没年は元禄五年（一六九二）、久治夫人の没年は元禄三年（一六九〇）である。燈籠四基と層塔一基を伴う。燈籠の内訳はD1類



2. 7代久治墓域



1. 6代忠紀墓域

図51 当主墓と周辺石造物①

四基である。うち一基(D03)には元禄八年(一六九五)の紀年銘が有る。前章で述べたように、平成二八年度に実施した発掘調査により、本墓域に隣接する二基(B05、B07)については移設の可能性は低いものの、他の三基(B06、B08、B09)については後世に移設された可能性が高いと考えられる。しかし、銘及び形状から、元々久治大姉墓に供えられたものと考え、本墓域に含めた。なお、A区に久治及び久治室に供えられた石幢が各二基ずつある。久治に供えられた石幢(A07)は六地蔵塔で、幢身に元禄五年(一六九二)の紀年銘がある。久治墓との距離は約一〇mを測る。久治室に供えられた石幢(A08)は六地蔵塔で、幢身に元禄三年(一六九〇)の紀年銘がある。久治室墓との距離は約六mを測る。これらについては銘と位置関係より、本墓域に含めた。

八代忠直墓域(図52-1) 忠直の没年は正徳元年(一七一)、忠直夫人の没年は元文三年(一七三八)である。燈籠四基を伴う。燈籠の内訳はD1類四基である。うち一基(A02)には正徳元年(一七一)の紀年銘が有る。

D区に忠直に供えられた石幢が二基(D00)あり正徳元年(一七一)の紀年銘がある。同じくD区には忠直室に供えられた石幢が一基(D03)あり、元文三年(一七三八)の紀年銘がある。これらについては移設された可能性が高く、図52-1には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

九代貴備墓域(図52-2) 貴備の没年は寛政三年(一七九)、貴備夫人の没年は元文元年(一七三三)である。燈籠五基と火繩鏡形の燈籠一基を伴う。燈籠の内訳はC類二基、D1類三、F類一基である。うち三基(F00、F02、F03)には寛政三年(一七九)の、一基(D01)には文化三年(一八〇六)の紀年銘が有る。また、火繩鏡形の燈籠には寛政三年(一七九)の紀年銘が有る。

D区に貴備に供えられた石幢が一基(D01)あり、寛政三年(一七九)の紀年銘がある。また、G区には寛政三年(一七九)の紀年銘が有る手水鉢が一基(G00)所在する。これらについては位置関係については当初のままか不明であり、図52-2には掲載しなかった。本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

一〇代貴澄墓域(図52-3) 貴澄の没年は文化四年(一八〇七)、貴澄夫人の没年は文政七年(一八二四)である。燈籠六基を伴う。燈籠の内訳はC類二基、D1

類四基である。うち四基(G04、G05、G06、G08)には文化五年(一八〇八)の一基(G03)には文政七年(一八二四)の紀年銘が有る。なお、H区に貴澄及び貴澄室に供えられた石幢が各一基ずつある。貴澄に供えられた石幢(H08)は六地蔵塔で、幢身に文化四年(一八〇七)の紀年銘がある。貴澄墓との距離は約六mを測る。貴澄室に供えられた石幢(H07)は六地蔵塔で、幢身に文政七年(一八二四)の紀年銘がある。貴澄室墓との距離は約六mを測る。これらについては銘と位置関係より、本墓域に含めた。

一一代貴品墓域(図52-4) 貴品の没年は文化一三年(一八一六)、貴品夫人の没年は天明六年(一七八六)である。燈籠六基を伴う。燈籠の内訳はC類一基、D1類四基、D3類一基である。うち二基(F05、F06)には天明八年(一七八八)の、二基(F09、F00)には文化十三年(一八一六)の紀年銘が有る。なお、H区に貴品及び貴品室に供えられた石幢が各一基ずつある。貴品に供えられた石幢(H05)は六地蔵塔で、幢身に文化十三年(一八一六)の紀年銘がある。貴品墓との距離は約一〇mを測る。貴品室に供えられた石幢(H06)は六地蔵塔で、幢身に天明六年(一七八六)の紀年銘がある。貴品室墓との距離は約一二mを測る。これらについては銘と位置関係より、本墓域に含めた。

一二代貴品後室墓域(図53-1) 貴品後室の没年は文化一四年(一八一七)である。燈籠六基を伴う。燈籠の内訳はD類またはD類が一基、D1類五基基である。六基全てに文久三年(一八六三)の紀年銘が有り、後世に設置された可能性が高い。なお、D区に貴品後室に供えられた石幢が一基(D02)あり、文化一四年(一八一七)の紀年銘がある。これについては移設された可能性が高く、図53-1には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

一二代貴柄墓域(図53-2) 貴柄の没年は天保四年(一八三三)、貴柄夫人の没年は文化一四年(一八一七)である。燈籠九基を伴う。燈籠の内訳はD1類九基である。D00には文政元年(一八一七)の紀年銘が、D04には文政八年(一八二五)の紀年銘が、D06、D09にはそれぞれ天保二年(一八三三)の紀年銘が確認できる。また、D03には天保四年(一八三三)の紀年銘が、D01には天保五年(一八三四)の紀年銘が確認できる。紀年銘からD07、D04、D05、D09は貴柄夫人に、D03、D00は貴柄に供

えられた可能性が高い。

D区に貫柄に供えられた石幢が二基(Ⅱ)あり天保四年(一八三三)の紀年銘がある。同じくD区には貫柄夫人に供えられた石幢が一基(Ⅲ)ある。それらについては移設された可能性が高く、図53-2には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

二二代貫柄後室墓域(図53-3) 貴品後室の没年は文久三年(一八六三)である。燈籠三基を伴う。燈籠の内訳はD1類三基であるが、うち一基(Ⅱ)には文政元年(一八一八)の紀年銘があり、Ⅲは依遺存状態が悪く年代は確認できないものの「文政」の年号が確認でき、これらはいずれも後世に移設された可能性が高い。なお、D区に貫柄後室に供えられた石幢が一基(Ⅳ)あり、文久三年(一八六三)の紀年銘がある。これについては移設された可能性が高く、図53-3には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

三三代貫柄墓域(図53-4) 貴典の没年は元治二年(一八六五)である。燈籠五基を伴う。燈籠の内訳はC類一基、D1類四基である。五基全てに元治二年(一八六五)の紀年銘がある。

なお、A区に貴典に供えられた石幢が一基(Ⅰ)あり、元治二年(一八六五)の紀年銘がある。設置場所が離れ過ぎており、図53-4には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれるべきものと考えられる。また、貴典墓に併設して貴典室の墓がある。燈籠二基、手水鉢一基を伴うが、貴典室の没年は明治九年(一八七六)であるので、本墓域には含まなかった。

ここまで、垂水島津家歴代当主墓と周辺石造物で構成される空間を墓域とし、その内容を報告した。以下では、墓域の変遷を大きく四つに分け、その変遷について述べることで本節のまとめとする。なお、類雑さを避けるため、没年は西暦のみを用いる。

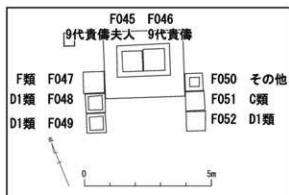
五代久敏(一六二四没) 墓には石造物が伴われない。墓石の形態・装飾がそれ以降のもの異なる。石材についても反田土石製であり、それ以降と異なる。

六代忠紀(一六四七没) 墓より、夫婦墓が同一の敷石状の石造物の上に並置されるようになる。以降、二二代貫柄墓域に至るまで継承される。当墓域より献燈

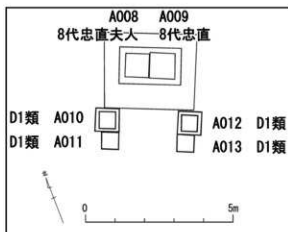
が開始される。以降、一三代貴典(一八六五没)墓域に至るまで、造立数は変動するものの、基本的にD1類を中心に構成される。ただし、忠紀墓域の献燈は、中央部分に節を有し節の部分の径がすむという独特な形状の竿を有し、九代貴典室を除き、二二代貫柄(一八三三没)に至るまで、当主夫婦及び後室には石幢が供えられる。ただし、忠紀に供えられた石幢には貞享四年(一六八七)の銘があり、没年と四〇年の隔りがある。七代久治以降、石幢の銘は当主(または夫人)の没年と同年となる。また、忠紀夫人へ献ぜられた石幢は反田土石製であるが、忠紀及び七代久治以降に伴うものは花尾石製となる。直接墓域に関連する要素ではないが、領主夫婦墓の装飾構成に、隅飾の大彫化・二弧中央の茨表現、相輪の伏鉢・笠の軒に見られる花文、基礎の蓮華座といった要素が表われ、基礎下の台石が巨大化し、花の施文が見られるようになり、もう一つの基礎といった外観を呈するようになる。これらの要素は以降一三代貴典墓まで継承される。

七代久治(一六九二没) 墓域は、六代で現れた諸要素を継承しつつ、本墓域の特徴が確立される。献燈はD1類を中心に、例外もあるが、基本的に四基、六基から構成される。また、領主または夫人の没年と同年の銘を有する石幢が伴う。直接墓域に関連する要素では無いが、基礎の下の台石の文様モチーフとして狛犬が見られるようになり、基礎及び基礎下の台石の文様が、素文である背面を除く三面に表現されるようになるが、この要素も以降一三代貴典墓まで継承される。九代貴典墓域は、当墓所では唯一手水鉢を伴う。

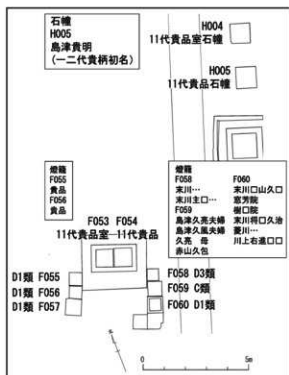
一三代貴典(一八六五没) は江戸期末の垂水島津家当主である。明治に没した夫人墓は並置されるものの、尖頭角柱形のものとなり、石材も異なる。没年が明治となる一四代貴政墓以降、夫婦墓の並置、献燈といった要素は継承されるものの、墓碑の形状が尖頭角柱形のものとなり、献燈の形状も火袋から卒までが一体化した四角柱状のものが大を占める。また、一石造りの手水鉢を伴うようになる。なお、江戸期に造立されたと考えられる石造物には、島津の家紋が施されるものは見られない。



2. 9代貴備墓域



1. 8代忠直墓域

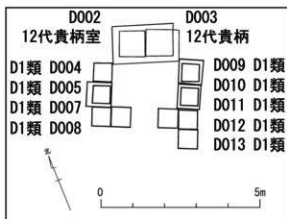


4. 11代貴品墓域の周辺石造物寄進者

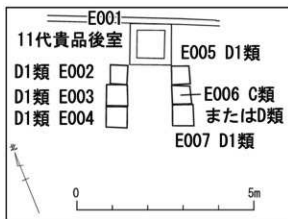


3. 10代貴澄墓域

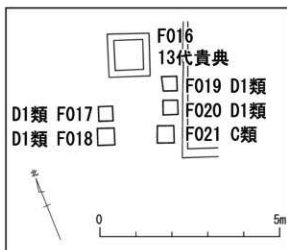
図52 当主墓と周辺石造物②



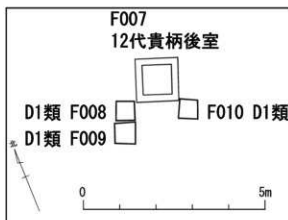
2. 12代貴柄墓域



1. 11代貴品後室墓域



4. 13代貴典墓域



3. 12代貴柄後室墓域

図53 当主墓と周辺石造物③

第五章 史料調査

第一節 調査の方法と史料概要

(一) 調査の方法

前章では、墓所内の石造物やこれらの所在する区画、垂水島津家当主墓と周辺石造物で構成される墓域について報告した。

本章では、石造物の造立や、垂水島津家当主墓域形成に先んじて執り行われた垂水島津家墓所当主の葬礼について関連史料を取集、整理し、掲載した。また、墓所の変遷を考える上で重要な史料についても掲載した。

(二) 史料概要

史料は巻末に掲載した。ここではその概要を記載する。

第二章で述べたように、垂水においては、往時の歴史を今日に伝える史料として次の三つが存在している。天明四年（一七八四）家老となった川上親賢の著『刊行年不詳』で、慶長二年（一六〇六）の高帳による石高や惣廻のほか、城址や社寺の故事家老等について記載されている『垂城伝誌』、川上親賢の子親昭により寛政八年（一七九六）刊行された垂城伝誌より詳記に古城、軒等について記載された『岡府温故集』、第九代實徳の庶子末川周山の岳父にあたる肝付兼伯の著『刊行年不詳』で、元禄二年（一六九九）の縄引や惣廻のほか、山川、古城、社寺について記載されている『垂城録』の三つである。

また、昭和五十九年に故町田二次氏より寄贈された垂水島津家の系統史である『垂水島津家家譜』及び故町田二次氏蔵の資料を郷土史家山口榮之氏が書写した『垂水島津家傳記』も重要な史料と言える。町田二次氏は、垂水島津家二代以前の家老忠房の長男である忠堯の三男忠常を祖とする家柄で、第一代目にあたる。『垂水島津家家譜』及び『垂水島津家傳記』については筆者・刊行年といったことについては不詳だが、このように由緒ある家柄に代々伝えられてきた史料であ

り、史料の価値としては十分に高いものと考えられる。

ただし、これらの史料には垂水島津家当主葬礼についての詳細な記述は無く、詳細は不明である。そこで、島津宗家墓所（福島寺跡）の発掘調査報告書（藤井、二〇一七）の記述を参考にしつつ、先程あげた史料に記載された葬礼や、墓域の形成、墓所の変遷について把握できた事柄を報告する。

第二節 当主の死と葬礼

(一) はじめに

心翁寺跡には、垂水島津家四代久信から一六代實暢までの墓碑が存在するが、このうち四代久信墓碑については、昭和四十六年（一九七二）、安養寺（現鹿屋市）より改装されたものであるため、実際には五代久敏から一六代實暢までの墓碑が存在していたことになる。

第二章でも述べたように、五代久敏と六代忠昭は江戸で、七代久治は京都伏見で没しているが、対象とした。また、初代忠将から四代久信についても対象とした。

(二) 当主の死

藩士の死の公表（発喪）から服喪の様子については、島津宗家墓所（福島寺跡）発掘調査報告書（藤井、二〇一七）に詳しい。

垂水においても、島津宗家に倣う形で何らかの服喪が行われたと考えられるが、垂水島津家当主の死に際しての服喪について記されている史料が存在しないため、詳細は不明である。なお、服忌に関する資料としては、藩政時代『刊行年代不詳』に記載されると考えられる行政面の施行細則集とも言うべき『法規類纂』という史料中に僅かな記録が残る程度である。史料6-1-1、史料6-1-2。

(三) 没地と葬地

垂水島津家は大名でないため参勤交代制度はなかったものの、必ずしも当主が

垂水で没している訳ではない。

初代忠将は永禄四年（一五六二）、福山廻城を奪回するため出陣し、討ち死した。二代以久は佐土原藩主となったが、慶長一五年（一六一〇）、将軍の命により丹波亀山城（笹山城）築城を仰せつかる。同年、そのまま伏見（京都）で病により没している。三代彰久は文禄二年（一五九三）、秀吉の朝鮮出兵の命に従い朝鮮へ。そのまま文禄四年（一五九五）病に罹り巨濟島で没している。四代久信は元和二年（一六一六）、家督を久敏に譲り、鹿屋へ隠居。寛水一四年（一六三七）鹿屋で没した。五代久敏は元和九年（一六三三）年江戸へ赴く。寛水元年（一六二四）年、江戸で療養に罹患。そのまま病没している。六代忠紀は正保三年（一六四六）江戸に発ち、そのまま翌正保四年に江戸で没している。七代久治は元禄四年（一六九二）、島津宗家二〇代綱吉に従い江戸に行き、将軍綱吉と謁見。翌元禄五年（一六九三）、帰途の途中の京都伏見で重病に罹り、そのまま死去している。八代忠直以降の垂水島津家当主は垂水で没したものと考えられる。

(四) 葬法

島津宗家本家の葬法については、島津宗家墓所（福昌寺跡）発掘調査報告書（藤井、二〇一七）に詳しい。

垂水島津家当主の葬法に関する資料は限られているが、前項であげた資料の中から、推察される記述について記す。三代彰久については「遺骨」の記述が（史料4-1、六代忠紀については「遺骨」の記述が（史料5-6）、七代久治については「遺骨」「灰塚」の記述が見られる（史料5-7）ことから、火葬であったことがうかがえる。三代彰久は朝鮮で、六代忠紀は江戸で、七代久治は伏見で没しており、遠隔地から垂水まで遺体を運搬するに際し、火葬という形態を取らざるを得なかったという可能性も残るが、没年や後述する六代忠紀のことを勘案すると、忠紀と久治については宗家に做った可能性も高いと考えられる。六代忠紀の没年は正保四年（一六四七）、七代久治の没年は元禄五年（一六九二）であり、同時期の宗家の葬法を見ると、寛水一五年（一六三八）に没した一八代久入、元禄七年（一六九四）に没した一九代久光がいずれも火葬である。六代忠紀は宗家一

八代家久の七男であり、五代久敏が若くして病没したため垂水島津家六代となつた。このため、宗家の影響力は強かつたと考えられ、葬法も宗家のものに做つたものと考えられる。

(五) 本葬礼

島津宗家の本葬例については、島津宗家墓所（福昌寺跡）発掘調査報告書（藤井、二〇一七）に詳しい。

垂水においても、島津宗家に倣う形で葬礼が行われたと考えられるが、垂水島津家当主の死に際しての葬礼について記されている史料が殆ど存在しないため、詳細は不明である。ただし、八代忠直、九代貴隆、一〇代貴澄については、遺髪を高野山へ納めており（史料5-8、5-9-4、5-10-11）、宗家に倣う形で入棺と前後して断髪あるいは剃髪が行われたこと、遺髪を錫篋へ納める儀式が行われたことが窺える。

また、垂水家における導師については、七代久治のときは南林寺の吉州淳長和尚が、八代忠直のときは福昌寺の大春和尚が、九代貴隆のときは福昌寺の倍田和尚が、一〇代貴澄、一一代貴品のときは福昌寺の自敏和尚が、一三代貴典のときは心鏡寺の知證和尚がそれぞれ担っていたことが記録に残されている（史料5-7、5-8、5-9-4、5-10-11、5-11-4、5-13-2）。いずれも曹洞宗の寺院である。特に八代から一一代にかけて福昌寺の僧侶を招聘しており、島津宗家の影響力が窺える。

(六) 葬列

島津宗家本家の葬列については、島津宗家墓所（福昌寺跡）発掘調査報告書（藤井、二〇一七）に詳しい。

垂水においても、島津宗家に倣う形で葬送儀礼が行われたと考えられるが、垂水島津家当主の死に際しての葬送儀礼について記されている史料が存在しないため、詳細は不明である。

(七) 分靈祭祀

ここでいう分靈祭祀は、本葬礼後に垂水島津家当主の遺骨・遺髪等を所縁ある寺院に納め、供養することを指す。

島津宗家の分靈祭祀については、島津宗家墓所（福昌寺跡）発掘調査報告書（藤井二〇一七）に詳しい。

垂水においても、宗家に倣う形で分靈祭祀が行われたと考えられるが、垂水島津家当主の分靈祭祀について記されている史料が殆ど存在しないため、詳細は不明である。しかし、八代忠直の遺髪を高野山に納めたこと、九代貴備の遺髪を高野山に納めたこと、一〇代貴澄の遺髪を高野山に納めたことが記録に残されており（史料518、5194、51011）、このことから、垂水島津家の分靈祭祀の中心も、島津宗家に倣い高野山であったと考えられる。

分靈の対象は、島津宗家が土葬のときは遺髪が対象であった。八代忠直、九代貴備、一〇代貴澄の分靈の対象は遺髪であり、このことから、八代一〇代垂水島津家当主の葬法は土葬であった可能性が高い。また、三代彰久、六代忠紀と七代久治についてはいずれも火葬と考えられるため（史料411、56、517）、分靈の対象は島津宗家に倣い遺骨であった可能性が高い。四代久信、五代久敏、一二代貴品以降については記録が無く不明である。

分靈祭祀は、八代忠直のときは家臣梅本仲幹石工門に心翁寺の末寺臨海庵の僧良長が同行し、九代貴備のときは家臣高野市左衛門昌武に僧道國が同行、一〇代貴澄のときは家臣伊集院吉左衛門兼恒に成就院の末寺見樹院の僧長順と、家臣の宮原源左衛門景雄が同行している（史料518、5194、51011）。島津宗家は、分靈祭祀には真言宗系の僧侶と家臣が同行しているが、垂水島津家の場合、島津宗家に倣い家臣と僧侶という組み合わせで分靈祭祀に向かっているものの、臨海庵は曹洞宗、見樹院が真言宗と必ずしも真言宗に統一されている訳ではない。

また、島津宗家の分靈祭祀は、本葬礼の翌年以降に実施されるが、垂水島津家の場合、八代忠直は正徳元年（七一）に没し分靈祭祀は二年後の正徳三年（一七二三）に実施、九代貴備は寛政三年（一七九一）に没し分靈祭祀は同年に実施、一〇代貴澄は文化四年（一八〇七）に没し分靈祭祀は翌文化五年（一八〇八）に

実施しており、必ずしも翌年以降ではない（史料518、5194、51011）。

このように、分靈祭祀については、島津宗家に倣う形で行っているものの、厳密に踏襲している訳ではなく、垂水島津家の事情等も反映しつつ行われていることが分かる。

(八) 殉死

慶長十五年（六一〇）、二代以久の没後に五人の家臣（肝付治部右エ門兼弘、日高大炊兵衛、猿渡左近允、久保権太左エ門、山口藤兵衛）が殉死した（史料5122）。また、文祿四年（一五九五）、三代彰久の没後に二人の家臣（安田次郎兵衛義次、濱川糸右エ門）が殉死した（史料5131）。また、寛文四年（一六七）、四代久信の没後に一人の家臣（岩城水之助）が殉死した（史料514）。また、正保四年（一六四七）、六代忠紀の没後に二人の家臣（田中傳兵衛正興齋、坂本九郎左衛門正安齋）が殉死した（史料516）。

寛文三年（一六六三）武家譜法度公布の際、幕府は口頭で殉死禁止を諸大名に伝達した。島津宗家墓所（福昌寺跡）発掘調査報告書（藤井、二〇一七）によると、殉死者が出た場合は、死んだ主人のみならず制止しなかった縁難きも不届きとする内容で、また、元禄七年（一六九四）二代光久の死の直前に「殉死ハ公儀之御禁止」とする資料もある。

垂水島津家においては、宗家七代久治以降殉死は見られないが、このような風潮を受けてのことと考えられる。

(九) 香典

垂水島津家墓所に関する史料には、香典について触れているものがある。五代久敏（一六二四没）の際には母より銀三千疋が贈られている（史料5151）。六代忠紀（一六四七没）の際には宗家一二代光久より白銀五十枚、米三千石が贈られている（史料516）。七代久治（一六九一没）の際には宗家一〇代綱貴より銀二十枚と、後の二代吉貴より銀十枚が贈られている（史料517）。八代忠直（七一）一没の際には宗家二代吉貴より銀十五枚と、後の三代綱貴より銀五枚が贈ら

れている。また、忠直夫人（一七三八没）の際は宗家二代継豊より銀十兩が、須磨姫主（吉貴娘於須磨）より金二百疋、信詮院夫人（二〇代綱貴夫人）より金百疋、榮姫主（吉貴娘於榮）より金百疋が贈られている（史料5・8）。九代貴備（二七九二没）の際は、宗家二六代齊宣より三十兩と、二五代重豪より銀二十兩が贈られている。また、貴備夫人（二七三六没）の際は宗家二代吉貴より銀一枚が、宗家三代継豊より銀十兩が、信詮院夫人（二〇代綱貴夫人）より金五百疋が、榮姫主（吉貴娘於榮）より金百疋が贈られている（史料5・9・4）。一〇代貴澄（二八〇七没）の際は、宗家二六代齊宣より銀三十兩と、二五代重豪、後の二七代齊興より各銀二枚が贈られている。また、貴澄夫人（二八二四没）の際は、二五代重豪、二六代齊宣、二七代齊興、邦丸公（後の二八代齊彬）より各銀十兩が贈られている（史料5・10・11）。一一代貴品（二八六一没）の際は、宗家二七代齊興より銀二枚が、二五代重豪、二六代齊宣より各銀一枚が送られている。また、貴品夫人（二七八六没）の際は二五代重豪より銀十兩が贈られている。貴品後室（二八一七没）の際は、二七代齊興より銀一枚が送られている（史料5・11・4）。二二代貴柄（二八三三没）の際は、宗家二七代齊興より銀二枚が、二六代齊宣と後の二八代齊彬より各銀一枚が贈られている。また、貴柄夫人（二八一七没）の際は、二七代齊興より銀二枚が贈られている。また、貴柄後室（二八六三没）の際には宗家茂久（二八代忠義）より銀一枚が贈られている（史料5・12・2）。一三代貴典（二八六五没）の際は、茂久（宗家二八代忠義）より銀二枚が、玉里家初代久光より銀一枚が贈られている（史料5・13・2）。

香典については、六代忠紀より当主または夫人が死没した際に宗家当主や縁者より送られているが、額については一定でない。その背景には経済情勢や宗家との関係、血筋等があることが窺える。

(十) 法事

垂水島津家墓所に関する史料には、法事について触れているものがある。六代忠紀（一六四七没）の法事は、没してから一年後の正保五年（一六四八）に節心寺（心翁寺）で行われており、その際宗家一九代久光より折一合、樽一荷が贈ら

れている（史料5・16）。八代忠直（二七二二没）の際は、忠直夫人が死没した元文三年（一七三八）に法事が行われ宗家二代吉貴より銀十兩が、信詮院夫人（二〇代綱貴夫人）と榮姫主（吉貴娘於榮）より各金百疋が、須磨姫主（吉貴娘於須磨）より金二百疋が贈られている（史料5・8）。九代貴備（二七九二没）の際は、金額こそ不詳であるが、「後法事を修むる毎に、重豪公一人をして来て、花と香とを焼らしむ」とある（史料5・9・4）。

一〇代貴澄以降については、法事の記録は見られない。

第三節 当主墓域の形成

(一) 墓域の形成と変遷

垂水島津家については、「廟所」への埋葬後、基礎建築、墓碑建立までの期間について残された資料は無い。島津宗家墓所（福昌寺跡）発掘調査報告書（藤井、二〇一七）には、藩主の死後一三か月後には藩主墓が完成すると推測されるとあるので、垂水島津家当主墓も、当主の死後数ヶ月を要したものと考えられる。その後、燈籠や手水鉢などの石造物が供えられ、墓域が形成されたとみられる。

第四章第六節では、垂水島津家当主墓とそれに供えられた石造物の形態や位置関係を整理し、その変遷を概観した。石造物は、紀年銘のほか人物名も刻字されることが特徴も有する。刻字された人物名は、その寄進者を示す可能性が高いと考えられる。

以下では、石造物のなかでも燈籠に刻字された人物名に注目して垂水島津家当主墓域を概観する。なお、ここで対象とするものは、墓域に燈籠が加わるようになる六代忠紀以降、二二代貴柄までの墓域である。図54図56に垂水島津家当主墓域について寄進者名を付したものを示した。

正保四年（一六四七）没の六代忠紀及び万治元年（一六五八）没の六代忠紀夫人墓域（図54）では、忠紀に供えられた石造物（燈籠）に紀年銘が確認でき、貞享四年（一六八七）となっている。また、燈籠四基を伴うが、いずれも刻字が確認できなかった。なお、忠紀夫婦墓の墓壇に手水鉢一基（皿）が設置されており、「肥

後「テイ」「二宮アキ」「馬場ヨシ」の名が確認できるが、近代以降設置されたものと考えられる。なお、D区に忠臣室に供えられた石幢が一基存在(Ⅷ)する。遺存状況が悪く刻字の読み取りができず、寄進者及び紀年銘は確認できなかった。移設の可能性があるため図54には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

元禄五年(一六九二)没の七代久治及び元禄三年(一六九〇)没の七代久治夫人墓域(Ⅷ5)では、久治夫人に供えられた石幢(Ⅷ5)に久治の名が確認できる。紀年銘をみると、元禄三年(一六九〇)となっている。久治に供えられた石幢(Ⅷ5)には、寄進者名は確認できないが、紀年銘は元禄五年(一六九二)となっている。この他、燈籠一基(Ⅷ5)に「次郎兵衛久」の名が確認でき、紀年銘は元禄八(一六九五)となっている。家臣のものと考えられるが、詳細は不明である。これらの燈籠には次期当主である八代忠直の名は確認できなかった。

正徳元年(一七一〇)没の八代忠直及び元文三年(一七三三)没の八代忠直夫人墓域(Ⅷ56)では、燈籠一基(Ⅷ56)に垂水島津家臣「町田明兵衛 忠顕」の名が確認でき、紀年銘は正徳元年(一七一〇)となっており、忠直に供えられた可能性が高い。この他に、「・衛門・真(Ⅷ56)」「正院」「(Ⅷ56)」の文字が確認できるが、詳細は不明である。これらの燈籠には次期当主である九代貴備の名は確認できなかった。なお、D区に忠直に供えられた石幢(Ⅷ56)及び忠直夫人に供えられた石幢(Ⅷ56)が設置されている。忠直に供えられた石幢には、貴備の名と正徳元年(一七一〇)の紀年銘が確認できる。忠直夫人に供えられた石幢には、貴備の名と元文三年(一七三三)の紀年銘が確認できる。これらは移設の可能性があるため図56には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

寛政三年(一七九二)没の九代貴備及び元文元年(一七三三)没の九代貴備夫人墓域(Ⅷ57)では、燈籠D型や火縄銃型の獻燈に九代貴備の庶子島津久致(後に末川周山と改名、同じく庶子養苗が養子となつた川上久馬久致、娘が嫁いだ島津左衛門久享及び家臣赤山久包、佐土原八代久納、菱刈実祐等の名が確認できる。うち四基(Ⅷ57、Ⅷ57、Ⅷ57、Ⅷ57)中には紀年銘として寛政三年(一七九二)が確認で

きる。貴備に供えられた可能性が高い。燈籠のうち一基(Ⅷ57)には文化三年(一八〇六)の銘があり、建立時期に差があるものの、寄進者名に末川周山の名が認められたことから、本墓域に含めた。これらの燈籠には次期当主である〇代貴澄の名は確認できなかった。なお、D区に貴備に供えられた石幢(Ⅷ57)が一基あり、一〇代貴澄と寛政三年(一七九二)の紀年銘が確認できる。またG区には手水鉢(Ⅷ57)が一基ある。紀年名は寛政三年(一七九二)となっており、九代貴備に供えられたものと考えられる。これらは移設の可能性があるため図57には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

文化四年(一八〇七)没の一〇代貴澄及び文政七年(一八二四)没の一〇代貴澄夫人墓域(Ⅷ58)では、貴澄に供えられた石幢(Ⅷ58)に一〇代貴品の名前と文化四年(一八〇七)の紀年銘が確認できる。また、貴澄夫人に供えられた石幢(Ⅷ58)には寄進者名は確認できないが、文政七年(一八二四)の紀年銘が確認できる。この他、燈籠のうち四基(Ⅷ58、Ⅷ58、Ⅷ58)には文化五年(一八〇八)の紀年名が確認でき、うち二基には「寿昌院」「院」「忠誠院」の名が確認できるが、詳細は不明である。また、一基(Ⅷ58)には文政七年(一八二四)の紀年銘が確認できるが、寄進者名は確認できなかった。紀年銘よりⅧ58、Ⅷ58については貴澄へ、Ⅷ58については貴澄夫人に供えられた可能性が高い。これらの燈籠には次期当主である一〇代貴品の名は確認できなかった。

文化一三年(一八一六)没の一〇代貴品及び天明六年(一七八六)没の一〇代貴品夫人墓域(Ⅷ59)では、貴品に供えられた石幢(Ⅷ59)に貴明(二〇代貴柄の初名)の名前と文化一三年(一八一六)の紀年銘が確認できる。貴品夫人に供えられた石幢(Ⅷ59)には、寄進者名は確認できないものの天明六年(一七八六)の紀年銘が確認できる。また、燈籠二基(Ⅷ59、Ⅷ59)には文化一三年(一八一六)の紀年銘が確認できる。うち一基(Ⅷ59)には島津久亮名、島津久風夫婦、久亮母の名が確認できる。赤山久包の名も確認できることから、九代貴備の庶子(島津左衛門久享夫人)の縁者だと考えられるが、詳細は不明である。もう一基(Ⅷ59)には九代貴備の庶子末川周山の名前が確認できる。また、燈籠一基(Ⅷ59)には貴品の名前と天明八年(一七八八)の紀年銘が確認できる。また、石塔(Ⅷ59)

は遺存状態が悪いものの、「末川」の名と「寛政」の年号が確認できる。紀年銘から、¹⁵⁰は貴品に、¹⁵¹は貴品夫人に供えられた可能性が高い。これらの燈籠には次期当主である二二代貴柄の名は確認できなかった。

文化四年(二八二)没の貴品後室墓域(図60)では、六基の燈籠のうち全てに文久三年(二八六)の紀年銘があり、後世に設置または移設された可能性が高い。寄進者名に、三二代貴典夫婦、一四代貴教夫婦の名前が確認できる。また、「桂休山」「山田悦久」「山田元十」の名前が確認できる。家臣のものと考えられるが、詳細は不明である。なお、D区に貴品後室に供えられた石幢が「基」¹⁵²あり、貴明(二二代貴柄)の名前と文化四年(一八一七)の紀年銘が確認できる。これについては移設の可能性があるため図60には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

天保四年(一八三三)没の二二代貴柄及び文化一四年(一八一七)没の二二代貴柄夫人墓域(図61)では、燈籠のうち¹⁵³に三二代貴典の名前と文政元年(一八一八)の紀年銘が、¹⁵⁴に末川昌之介、末川雄之介、末川圭水の名前と文政八年(一八二五)の紀年銘が、¹⁵⁵に貴典の名前と天保二年(一八三一)の紀年銘が、¹⁵⁶に清草院の名前と天保二年(一八三一)の紀年銘が確認できる。末川氏は末川周山の縁者と考えられるが、詳細は不明である。¹⁵⁷の寄進者銘は確認できないが、天保四年(一八三三)の紀年銘が確認できる。¹⁵⁸には清草院の名前と天保五年(一八三四)の紀年銘が確認できる。¹⁵⁹には紀年銘は判然としないが、貴明(貴柄)の名前が確認できる。紀年銘から¹⁶⁰、¹⁶¹については貴柄に、¹⁶²、¹⁶³、¹⁶⁴については貴柄夫人に供えられた可能性が高い。なお、D区に貴柄に供えられた石幢が「基」¹⁶⁵あり貴典の名前と天保四年(一八三三)の紀年銘が確認できる。同じくD区には貴柄夫人に供えられた石幢が「基」¹⁶⁶あるが、遺存状態が悪く寄進者も紀年銘も確認できなかった。これらは移設の可能性があるため図61には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

文久三年(二八六)没の貴柄後室墓域(図62)では、燈籠「基」¹⁶⁷に「やや、かん、二八六、ふみ、みきよ」の名前と、文政元年(一八一八)の紀年銘が確認できる。また、¹⁶⁸には「清田金石衛門真保、川上六郎兵衛親監、伊集院吉

右衛門口愷、和田次郎右衛門助有、伊集院八兵衛兼負、町田實右衛門實敏、町田勘右衛門實俊」の名前が確認できる。遺存状態が悪く年代は確認できなかったもの、「文政」の年号が確認できる。紀年銘よりいずれも後世に移設された可能性が高い。なお、D区に貴品後室に供えられた石幢が「基」¹⁶⁹ある。遺存状態が悪く寄進者名が判然としないが、津と貴の文字は確認できる。文久三年(一八六三)の紀年銘が確認できる。これについては移設の可能性があるため図62には掲載しなかったが、本来は本墓域に含まれたものと考えられる。

元治二年(一八六五)没の三二代貴典墓域(図63)では、¹⁷⁰、¹⁷¹の五基の燈籠全てに元治二年(一八六五)の紀年銘が確認できる。うち、¹⁷²に四代貴教の名前が、¹⁷³に一五代貴徳の名前が、¹⁷⁴には「いよ、ふて、たけ」の名前が確認できる。なお、A区に貴典に供えられた石幢が「基」¹⁷⁵ある。貴教の名前と元治二年(一八六五)の紀年銘がある。設置場所が離れ過ぎており、移設等の可能性があるため、図63には掲載しなかった。本来は本墓域に含まれるべきものと考えられる。また、併設してある貴典夫人墓については、没年より本墓域には含めなかった。

五代久敏墓域には石造物が伴わず、六代忠紀墓域以降、石造物が伴うようになる。

六代忠紀には石幢が供えられる。この石幢は当主没後四〇年経過してから建立されているが、七代久治以降、当主または当主夫人の没年に建立されるようになる。また、移設された可能性が高いものの、六代忠紀夫人にも石幢「基」が供えられているが、この石幢のみ他の石幢と石材が異なる。また、石幢の大きさにしても、六代忠紀、七代久治、七代久治夫人に供えられた石幢は他のものよりも大きい(三三三を超え)。これらのことを勘案すると、本墓所においては、六代忠紀夫婦墓建立の頃に石幢を設置するようになった画期があると考えられる。また、寄進者に着目すると、七代久治が先に没した夫人へ供えているが、八代忠直夫婦以降、夫人が先に没す場合でも、次期当主によるものとなる。

また、忠紀夫婦墓域の正面両脇に燈籠が二基前後すつ並びに設置される。これ以降、本墓所においては当主夫婦墓域には、正面両脇に二、四基の燈籠が設

置されるようになる。寄進者に着目すると、六代忠紀に供えられたものには確認できないが、七代久治夫婦、八代忠直夫婦に供えられた燈籠には、家臣のものと考えられる銘が確認できる。なお、七代久治に供えられた燈籠は没後数年経過して設置されたものである。しかし、八代忠直以降については、当主の没年に設置されるようになる。九代貴備に供えられた献燈については、庶子や庶子の養父や嫁き先の家中の名前が確認できる。ただし、七代久治には庶子がなく、八代忠直については九代貴備室以外の庶子は早世しており、庶子による献燈の画期を九代貴備の頃に定めるには資料が不足している。一〇代貴澄は夫人より先に没しており、貴澄夫人が献燈を寄進している。二一代貴品夫人は貴品より先に没しており、貴品が燈籠を寄進している。二二代貴柄夫人についても同様先立つた夫人へ貴柄が燈籠を寄進している。また、二二代貴柄への献燈中には、一三代貴典の名前が確認できる。

なお、二一代貴品後室墓域及び二二代貴柄後室墓域に伴う燈籠は、紀年銘よりいずれも後世に移設または設置されたものと考えられるが、文化一四年（一八一七）没の貴品後室墓域に文久三年（一八六三）の燈籠が所在し、文久三年（一八六三）没の貴柄後室墓域に文政元年（一八一八）の燈籠が所在することから、後に両者の献燈が入れ替わって設置された可能性も否定できない。

これらをもとめると、以下のようになる。寄進者名に着目すると、垂水島津家当主墓域における寄進者の社会的階層が変化（明確化）する過程が概観できる。本墓所において石造物に伴うようになるのは六代忠紀以降である。

・石輦の設置年について。六代忠紀に供えられた石輦は没後四〇年経過してから設置されたが、七代久治以降は没年に設置されるようになる。

・石輦の寄進者について。七代久治室に先立たれた久治が室へ供えているが、それ以降は婦人に先立たれた場合でも、次期当主が供えるようになる。

・燈籠の設置数について。当主夫婦墓域の両脇に二〜四基ずつ設置されるようになり、特殊な形状の献燈が含まれることがある。

・燈籠の設置年について。七代久治に供えられたものは没後数年経過してから設置されているが、八代忠直以降のものには没年に供えられるようになる。

・燈籠の寄進者について。七代久治、八代忠直には家臣と考えられる名前が確認でき、九代貴備には庶子の名前が確認できる。一〇代貴澄は夫人より先に没しており、夫人へ献燈している。二一代貴柄以降、次期当主の献燈が見られるようになる。すなわち、寄進者層が家臣団から子女、次期当主と拡大していくことが伺える。一見すると、近親者から一門家・家老等の上級家臣団、その他家臣団と拡大する宗家墓所とは逆の傾向にも見えるが、六代忠紀には嫡子七代久治のほかには他家に嫁入った娘（島津久輝室）が一人しかいなかったこと、八代忠直の長男（安二郎）と長女はともに早世しているといった事情もあるため、一概には言えない部分もある。

(二) 御灰塚

藤井は、元々本葬に際して遺体を荼毘に付した場所に石塔を建てたものが、藩政期に入り土葬になってから石塔のみが継承されたものが「御灰塚」として継承された可能性について言及している。

・垂水島津家墓所についても、三代彰久の「御灰塚」が傍嚴寺に（史料212）、七代久治の「灰塚」が没地の城州伏見の月徳院に（史料217）あったとされる。また、「御灰塚」という記述ではないものの、初代忠持の「御石塔」が没地の福山大安寺に（史料213、211）、五代久敏の「御石塔」が没地の武州江戸吉祥寺に（史料216）、六代忠紀の「御石塔」が没地の武州江戸廣岳院に（史料217）あったとされる。初代忠持、三代彰久については「荼毘に付した場所」ではないので若干意味合いが異なると考えられるが、五代久敏、六代忠紀、七代久治については、藤井の想定する「御灰塚」と同様の意味合い（遺体を荼毘に付した場所に石塔を建てた）を持つと考えられる。

・藤井はまた、四mを超える大型の石輦及びそれが造流された空間が「御灰塚」に該当する可能性も指摘している。宗家の四mには及ばないものの、垂水島津家墓所内にも三mを超える大型の石輦が存在する。これらは葬法が火葬と考えられる六代忠紀、七代久治に供えられたものと、七代久治夫人に供えられたものである。

る。また、葬法が土葬に変化したと考えられる八代忠直以降についても、大ききこそ小型化するものの、一貫して石幢が当主夫婦へ供えられている。
 垂水烏津家墓所内には御灰塚が存在したか否かの記録は存在しない。しかし、五代久敏、六代忠紀、七代久治墓には御灰塚が造立されていると考えられること、六代忠紀、七代久治については大型の石幢が供えられていること、八代忠直以降も一貫して当主夫婦に石幢が供えられていることを勘案すると、垂水烏津家墓所の石幢と「御灰塚」が深く関連しており、宗家の影響を強く受けていることが窺える。

表10 垂水烏津家歴代当主の死と葬礼、祭祀者

代	被葬者	没年	没日	没地	葬地	葬法	本葬礼			分霊祭祀						
							実施	齋嗣(誓主)		導師	実施	対象	分霊地	祭祀者(謙送者)		
								講	居地							
1	初代忠将	永禄4 1561	7/12	大隅国 福山郡城	標嶽寺											
2	以久	慶長15 1610	4/9	山城国 伏見	高月院											
3	朝久	文禄4 1595	7/5	朝鮮国 巨濟島	標嶽寺	火葬?	以久		松室玄庵 和尙							
4	久信	寛永14 1637	5/11	大隅国 鹿屋	安養寺											
5	久敏	寛永元 1624	10/13	江戸	天宗寺 (心叡寺)											
6	忠紀	正保4 1647	8-22	江戸	那心寺 (心叡寺)	火葬?		正保4 11/15								
7	久治	元禄5 1692	7-27	山城国 伏見	心叡寺	火葬?		元禄5 8/21	南無寺(誓 合州淨長和尙)							
8	忠直	正徳元 1711	6-25	垂水?	心叡寺	土葬?		貴備	垂水	福高寺(誓 大春和尙)	正徳3 4月	遺架	高野山	梅本仲納右エ門 福海庵(誓)及其之		
9	貴備	寛政3 1791	3/10	大隅国 垂水	心叡寺	土葬?		貴澄	垂水	福高寺(誓 信田和尙)	寛政3 5/7	遺架	高野山	高野寺左衛門昌武 曾遺架		
10	貴澄	文化4 1807	3/5	大隅国 垂水	心叡寺	土葬?		貴品	垂水	福高寺(誓 白藏和尙)	文化5 1/28	遺架	高野山	伊集院吉左衛門兼信 見樹院(真)長崎、宮 原源左衛門貞謙		
11	貴品	文化13 1816	5/7	垂水?	心叡寺			貴朝	垂水	福高寺(誓 白藏和尙)						
12	貴朝	天保4 1833	10/4	垂水?	心叡寺			貴典	垂水	福高寺(誓 白藏和尙)						
13	貴典	元治2 1865	1/18	大隅国 垂水	心叡寺			貴典	垂水	心叡寺(誓 知證和尙)						
14	貴致	明治23 1890	5-20	垂水?	心叡寺											



図54 六代忠紀墓域の周辺石造物寄進者

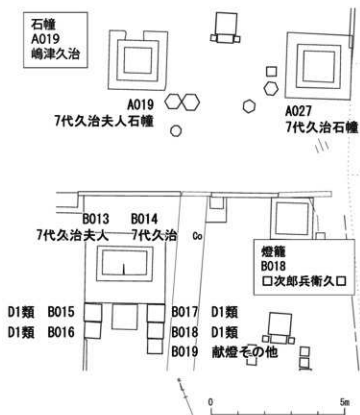


図55 七代久治墓域の周辺石造物寄進者

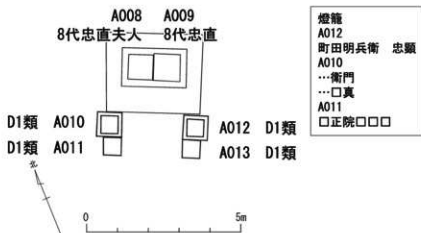


図56 八代忠直墓域の周辺石造物寄進者

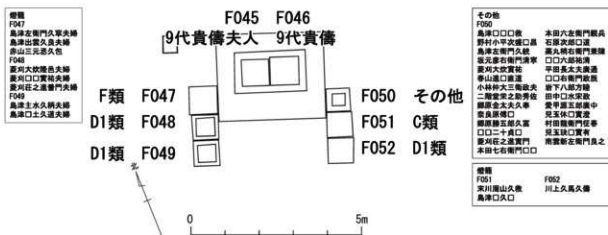


図57 九代貴備墓域の周辺石造物寄進者

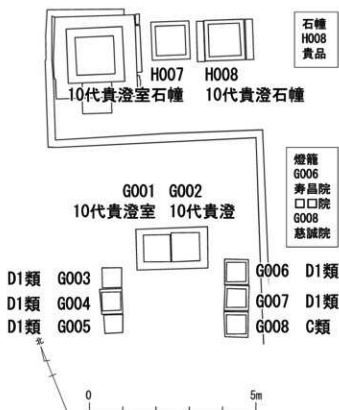


図58 一〇代貴澄墓域の周辺石造物寄進者

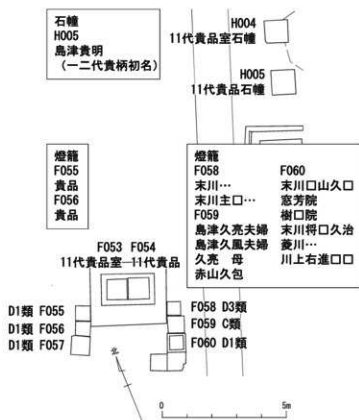


図59 一一代貴品墓域の周辺石造物寄進者

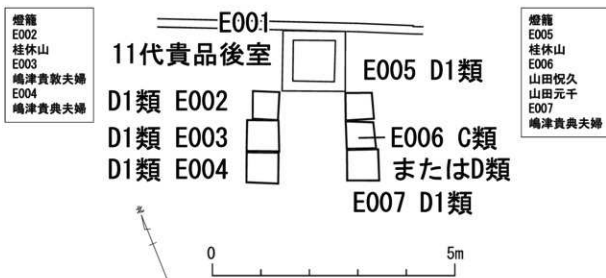


図60 11代貴品後室墓域の周辺石造物寄進者

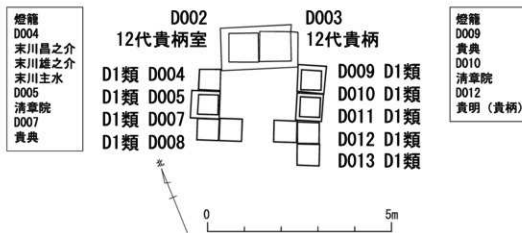


図61 12代貴柄墓域の周辺石造物寄進者

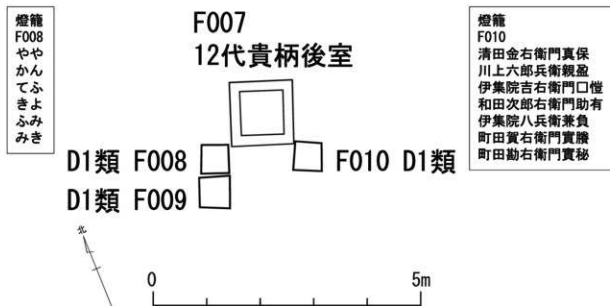


図62 一二代貴柄後室墓域の周辺石造物寄進者

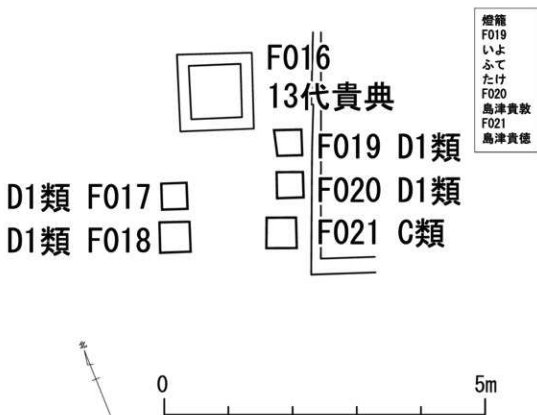


図63 一三代貴典墓域の周辺石造物寄進者

第六章 総括

第一節 調査の成果概要

(一) 調査の概要

垂水島津家墓所は、近世に垂水を統治した垂水島津家四代から一六代までの当主墓をはじめ多数の石造物が所在する。垂水島津家墓所内は、当主墓碑のままとまり方から複数の区画に分類できる。

石造物調査では、これらにA-Kの区画名を付与し、各区画に所在する石造物の内容把握に努めた。その結果、一九八基の石造物を確認した(表11)。中心的な石造物は当主及び夫人、子女の墓碑であるが、これらが全石造物に占める割合は三三・一%、当主墓碑に限ると六・六%に過ぎない(表12)。墓所のもつ歴史的意義を追求するためにはその他の石造物(周辺石造物)の検討も欠かせない。そこで、大多数を占める燈籠についてあらかじめ類型化を行った。また、亀跌碑、石幢(六面地藏塔)などの図化も行い、基礎資料を整備した。

石造物の造立意図として想定できるのは、第一に故人への供養であろう。垂水島津家墓所の特徴を考えると故人とは垂水島津家当主であり、造立の前には当主の死と祭礼があった。葬礼の場となったのは、墓所と一体化をなす心翁寺であった。

史料調査では江戸時代の宗家当主、すなわち垂水島津家当主の葬礼に関する史料を取集・整理した。垂水島津家当主の葬礼に関する資料はあまり残されておらず、詳細について考察することはできなかったが、断片的に残された史料から、宗家の祭礼に倣いながら、垂水島津家の事情に応じた祭礼がなされ、また、時代の経過とともに変容していくことも窺えた。葬礼が終わると当主墓が造営されるが、当主墓周辺には燈籠等石造物が供えられ、墓域が形成されるという特徴も有する。そこで、当主墓域における石造物の形制的・空間的の整理を行った後、

史料をもとにその寄進者(献燈者)についても整理した。

しかし、史料のみでは心翁寺の伽藍配置や葬礼の場所、葬地(墓所)について具体的な位置関係を把握することは難しい。

発掘調査では、考古学的な手法を用いて地下遺構や出土遺物から、心翁寺の様相を把握することとした。調査によって、現在地上に構築物の確認できない箇所に建物の基礎工事が遺存していたこと、造成によって地形が改変されていること、石造物のうち造立当初の位置から移動されたものがあること等、墓所における土地利用の変遷に関わる情報を得ることができた。

これらの調査の実施にあたって、①石造物の変遷、②墓域の変遷、③墓所の変遷を明らかにするという課題を設けた。以下では、課題に基づき、先行研究や他の事例をふまえて調査成果をまとめる。

(二) 当主墓碑の変遷

図64に墓所に所在する垂水島津家当主墓碑を没年順に示した。

四代久信の墓碑は、鹿屋安義寺から改葬されたものである。本立寺のものは五代久敏―三代貴興までが宝篋印塔であり、一四代貴致―一六代貴暢までが尖頭角柱形の墓碑となる。造立時期については、江戸期のものが宝篋印塔であり、明治期以降のものも尖頭角柱形である。以下、垂水島津家墓所の当主墓碑に採用された宝篋印塔の変遷について述べる。

表11 石造物内訳表

	A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	H区	I区	J区	K区	計
墓碑	13	5	3	3	2	20	2	8	2	1	1	64
石幢	3			9	1			5				18
燈籠	15	11	9	10	7	30	6	7	1			96
碑					1							1
宝篋印塔	4	2	2			6	1	2				17
その他	1	1				1						3
計	36	19	14	22	11	64	9	22	3	1	1	190

表12 墓碑内訳表

	A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	H区	I区	J区	K区	計
当主	1	2				4	1	2				13
夫人	1	2		1	1	5	1	1	1			13
子女	8		3	1	1	12		2	1			27
その他	3	1			1	3		3				11
計	13	5	3	5	2	28	2	8	2	1	1	64

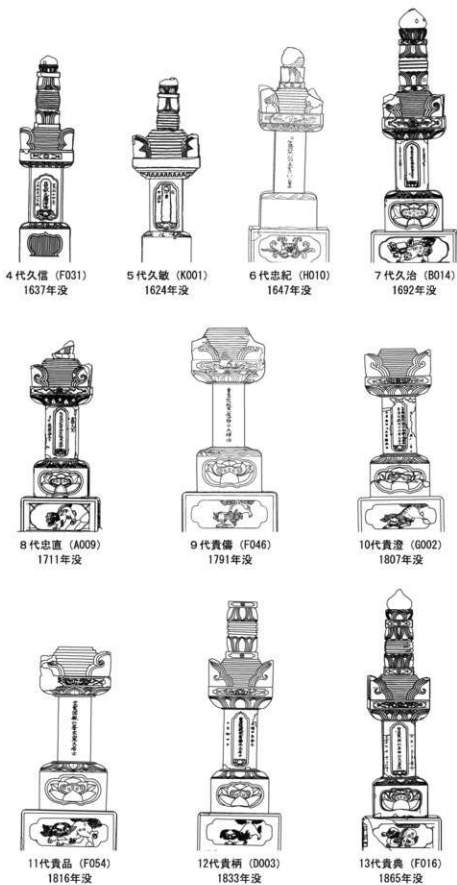


図64 垂水島津家墓所の当主墓碑

寛永元年（一六二四）没の五代久敏、寛水一四年（一六三七）没の四代久信の宝篋印塔は、墓壇中央に単独で造立されている。石材はいずれも反田土石であり、相輪宝珠下の謂花、塔身の彫琢め、基礎の反花といった共通の要素を有する。しかし、五代久敏墓碑については、笠下部に垂木が表現される、基礎が素文である等他の垂木烏津家当主墓とは異なる特徴を有する。これは、五代久敏墓碑が、本墓所内の墓碑で最も遺流年代が古いこと及び後述する六代忠忠紀墓碑以降に規格の統一が開始されることと関係すると考えられる。

垂水烏津家墓所においては、正保四年（一六四七）没の六代忠忠紀墓碑以降、規格の統一性が見られるようになる。まず、当主墓と夫人墓が同一墓壇上に設置されるようになる。当主墓と夫人墓の位置関係は、墓碑正面から向かって右側に当主墓碑、左側に正室墓碑という配置であり、当主墓碑の方が夫人墓碑よりも高く作られる。隅飾の大型化、二弧中央の茨表現、相輪の伏鉢・笠の軒に見られる花文、基礎の蓮華座といった要素が見られるようになる。また、基礎下の白石が巨大化し、花の施文が見られ、もう一つの基礎といった外観を呈するようになる。また、墓壇のさらに下位に、一辺約二・五m×三m強の方形を呈する敷石状の石造物が設置される。

元禄五年（一六九二）没の七代久治墓碑以降、石材が花尾石になる。また、基礎下の白石の文様のモチーフとして、狛犬が見られるようになる。また、基礎及び基礎下の白石の文様が、素文である背面を除く三面に表現されるようになる。さらに、正徳元年（一七一〇）没の八代忠直墓碑以降は、相輪の伏鉢及び笠の軒の花文が、基礎及び基礎下の白石の文様と同様背面には施されないようになる。塔身の改号は、四代久信墓碑、五代久敏墓碑、七代久治墓碑、八代忠直墓碑、一〇代貞澄墓碑、一二代貞柄墓碑、一三代貞典墓碑で確認できる。五代久敏墓碑は遺存状態が悪く判読が不可能であるが、他は全て神号である（六代忠忠紀墓碑、九代貞備墓碑）については、塔身が久治期以降のものと考えられる。

以上のことから、改号の追刻は明治期以降により後世に補充された可能性が大きい。このように、垂水烏津家墓所では、六代忠忠紀墓碑を画期として基本形態の規格が設けられるようになり、その規格が八代忠直墓碑で確立、以降踏襲される

ようになることが分かる。このことは、六代忠忠紀が五代久敏の妻子ではなく宗家一八代家久の七男であること、烏津宗家墓所においても初代薩摩藩主となった家久を画期として近世当主墓碑が確立されたことと無関係でなかったと考えられる。

(三) 当主墓域の変遷

本報告書では、当主墓とそれに伴う石造物（周辺石造物）で構成される空間を墓域と位置づけ、検討した。周辺石造物は六代忠忠紀から認められる。石幢、燈籠、その他の石造物からなると考えられる。ただし、石幢については、後世に移設された可能性があるものもあり、それらについては図中に掲載していない。

1647没	石幢
1692没	燈籠
1711没	その他
1791没	
1807没	
1816没	
1833没	
1865没	

6代忠忠紀	2	4	
7代久治	2	4	
8代忠直	2	4	
9代貞備	1	5	2
10代貞澄	2	5	
11代貞品	2	6	
12代貞柄	2	8	
13代貞典	1	5	

※ 上記表には、移設された可能性があるものの本来は墓域を構成したと考えられる石造物も含めた。

図65 当主墓域の石造物

前項で述べたような墓碑の規格化と同様、六代忠忠紀墓域を契機として、墓域にも規格化が見られるようになる。並立する当主夫婦墓を中心に、当主夫婦に供えられた石幢と複数基からなる燈籠が一セットになるという規格化である。石幢については、九代貞備夫人に供えられたものが確認されていないが、遺存状態が悪く刻字が確認できない邸がそれに相当すると考えられ、原則当主と夫人には供えられていたと考えられる。献燈数については、六代忠忠紀、八代忠直までが四基、九代貞備、一〇代貞澄が五基、一一代貞品が六基、一二代貞柄が八基、一三代貞典が五基である。一二代貞柄の没年は宗家二五代重家と同年であるが、宗家二五代

重家の献燈数は藩政期ではピークである。その後、宗家においては幕末に向けて減少傾向となるが、垂水島津家においても二三代貴興の代には献燈数が減少する(図65)。このことから、献燈の数においても宗家の影響を受けたことがうかがえる。なお、島津宗家墓所(福島寺跡)発掘調査報告書(藤井、二〇一七)中で、藤井は燈籠の型式による分析を行っている。垂水島津家墓所においては、D1類が江戸期の燈籠彫数の実に約七〇%を占めているが、これは藤井の分析によると家臣団のものに分類されている。第五章で述べたように、本墓所においては家臣団による献燈が大半を占めており、燈籠の型式についても宗家の影響が見られる。なお、本墓所のA類については明治以降に供えられたものと考えられる。

垂水島津家墓所においては、江戸期において当主墓域に手水鉢B類一基が存在するが、例外的に九代貴備に供えられたと考えられる手水鉢B類一基が存在するが、位置関係が不明瞭である。なお、六代忠記墓域に含まれるものについては、寄進者名より後世のものと考えられる。明治期以降、A類が伴うようになる。

ところで、石造物は刻字が施されるという特徴も有する。本報告書では周辺石造物における人名刻字を寄進者(献燈者名)と捉え、その変化について検討した。石幢については、六代忠記から供えられるようになるが、六代忠記石幢のみ六代忠記の没後四〇年経過してから建立されている。七代久治以降、当主または当主夫人の没年に建立されるようになる。寄進者に着目すると、七代久治が先に没した夫人へ供えているが、八代忠直夫婦以降、夫人が先に没す場合も、次期当主によるものとなる。燈籠については、七代久治夫婦、八代忠直夫婦には家臣によって供えられたと考えられる。なお、七代久治の没後数年経過してから燈籠が設置されるが、八代忠直以降、当主の没年に設置されるようになる。九代貴備には庶子や庶子の養父や嫁ぎ先の家中から供えられている。一〇代貴澄は先立つた夫へ夫人が、一一代貴品夫人、一二代貴柄夫人については先立つた夫人へ夫が寄進している。また、一二代貴柄には二三代貴興が供えている。

当主墓について、墓碑形態としては、六代忠記墓域を二期として規格化がなされ、一七代貴澄の墓域を二期に規格化がなされている。一〇代貴澄は先立つた夫へ夫人が、一一代貴品夫人、一二代貴柄夫人については先立つた夫人へ夫が寄進している。また、一二代貴柄には二三代貴興が供えている。

垂水島津家墓所では石幢を供え続け、燈籠の献燈者に着目すると、宗家同様社会的階層の表象という意味合いを含んでいるもの、寄進者層は宗家とは逆に、家臣団から夫人・子女、次期当主と拡大していくことが窺える(ただし、血縁者の数等が異なるため、一概に言えない部分もある)。また、燈籠の数については、宗家の傾向と同様の増減をしていることが判明した。

このことから、垂水島津家墓所の墓域形成については、近世当主墓碑を確立した初代薩摩藩主家久の七男である垂水島津家六代忠記が、宗家の強い影響下、展開していったことが窺える。ただし、垂水島津家墓所独自の傾向も見られることから、必ずしも宗家のやり方に倣うのではなく、その時々々の事情に応じてある程度柔軟な対応は認められたものと考えられる。

(四) 墓所の変遷

現在の墓所は、当主墓域が累積して形成されたものである。K区には五代久敏墓域が存在する。これは当墓所に所在する墓碑のうち最古のものであり、五代久敏墓域の創設をもって本墓所の造営が始まったと言える。なお、当墓所には四代久信墓碑も所在するが、これは後世に安養寺から移設されたものである。

五代久敏墓域はK区に所在する。H区には六代忠記墓域と一四代貴教墓域が存在する。B区には七代久治墓域と一五代貴徳墓域が存在する。A区には八代忠直墓域が存在する。F区には九代貴暢墓域、一一代貴品墓域、二二代貴柄後室墓域、一三代貴典墓域が存在する。G区には一〇代貴澄墓域が存在する。E区には一一代貴品後室墓域が存在する。D区には二二代貴柄墓域が存在する。I区には一四代貴教夫人墓域が存在する。C区には一四代貴教長女美能墓、貴教子女益壽が存在する。J区には一六代貴暢墓域が存在する。当主の代数や没年からは、大きく①K区、②H区、③B区、④A区、⑤F区、⑥G区、⑦E区、⑧D区、⑨I区、⑩C区⑪I区の変遷が想定できる。ただし、同一区画内に後世の当主墓域が存在するケースがあり、変遷の背景が一様ではないことが窺える。

墓碑や墓域の項で述べたように、六代忠記墓域の造立が本墓所における一つの二期である。現在、五代久敏の墓だけが離れた場所に所在している。このことか

らも、六代忠記墓域の形成が本格的な墓所形成という意識を持って開始されたことが伺える。

第三章で述べたように、当墓所には、各区域の境界に石造物が設置される例が多い。発掘調査の結果、A区とB区の境界の石造物のように墓域形成時に設置されたものと、D区とE区の境界の石造物のように過去の石造物等を後世に活用する形で設置されたものとの二種類が存在することが判明した。後者について補足すると、現在は基壇及びその周辺において上部施設を想定できる痕跡は確認していないものの、史料には節心公御魂屋(史料1-2)、英閑様御霊屋前(史料2-11)等の記述がある。このことから、墓域立当初は何らかの上部施設が存在していたが、後世になりそれが破損等の事由により廃棄されていたものを、境界の石材として再利用したものと考えられる。

各区に注目すると、①K区、②H区、③B区、④A区、⑤F区、⑥G区まではそれぞれの区画に当主が順に葬られていることから、計画的に墓域が造営されたものと想定される。しかし、二代貴品墓域はF区九代貴備墓域の東側の余剰地を利用して形成されている。このことと第四章で述べたように、各区の石造物については幾つかの時期差を有するグルーピングが可能であること等を勘案すると、墓所内の土地に面積上の制約があることから、墓所内の余剰地を利用する形で墓域を形成していったことが窺える。さらに、二代貴柄墓域については、D区とE区の境界に設置された石造物が過去の石造物を再利用して設置されており、当初から計画的に設置されたものではないと考えられることから、先に墓碑の造営地を定めてから、区画のために後付的に境界を設置したことが窺える。

また、D区には石幢の一群がある。これについては二代貴柄墓域の形成以降移設されたものと考えられる。このことと前述の墓域形成の背景を勘案すると、墓域のための土地利用という観点からは、二代貴柄墓域の形成に画期を見出すことが出来ると考えられる。二代貴柄の没年は宗家五代重家の没年と同年である。宗家墓所においては、重家墓域の形成が一つの画期と考えられているが、宗家の強い影響を受けている本墓所においても、燄燈の増加等何らかの画期があったと考えられる。宗家重家墓域に倣い、燄籠数を多く設置する必要があるこ

と、一方で活用できる土地には余剰地が無いという状況から、土地の造成や石幢の移設、上部施設の再利用による境界の設置といった状況が生み出された可能性がある。

なお、史料には残されていないが、墓所後方の城山の土砂災害により垂水島津家墓所の石造物が度々倒壊したとの伝承がある。発掘調査で確認されたように、燄籠の中には明らかに近代に入ってから移設されたものがあるが、その背景には前述の伝承があった可能性がある。



図66 墓所の区画

第二節 垂水島津家墓所

(一) 垂水島津家墓所と宗家墓所及び一門家墓所

江戸時代、薩摩藩は薩摩国・大隅国・日向国諸県郡の二国一郡と琉球国を領し、七二万八七〇〇石余の石高であった。領地経営の面では琉球国をのぞく領内を、一〇あまりの外域と呼ばれる行政区画に分け、外域兼中と呼ばれる武士たちを配置し、地方行政と防衛の任にあたらせていた。また、外域には藩直轄の地頭所と、藩主親族・有力家臣が支配する私領があり、外域の行政・軍事を司るものを地頭や私領主といった。私領主を務める家臣団一族の中に一門家がある。

一門家は、一七三七年から一七四四年にかけて、宗家二二代(四代藩主)吉貴・二三代(五代藩主)継豊父子によって定められた。家臣団最上位の家格で、越前(重富)家、加治木家、垂水家、和泉(今和泉)家の四家がこれにあたり、いずれも一万石以上を領していた。徳川の御三家に類するもので、藩主に後継がない場合、藩主を出すことができたという。

宗家二四代(七代藩主)重年や宗家二五代(八代藩主)重豪は加治木家の当主、二九代(二代藩主)忠義の後見を務めた久光は越前(重富)家の当主であった。宗家墓所には重年墓を契機とする区画が存在する。また、同区画にある重豪墓域以降、一門家の敵した燈籠には家紋が施されるようになり、形態と共に他とは明確な差が認められるようになる。そして、これらに先立って執り行われた葬礼の際の藩主の名代は一門家の当主が務めることが多く、垂水島津家からも宗家二〇代(三代藩主)綱實の際に垂水島津家八代忠直が、宗家二四代(七代藩主)重年の際に垂水島津家九代貴備がそれぞれ名代を務めていた事が宗家の記録には認められる(ただし、垂水島津家の史料にはその記録は発見できなかった)。

以下では、宗家と一門家の菩提所と当主墓を中心に概観する。

島津家は初代忠久、五代貞久までの墓碑は旧薩摩国鹿兒島郡鹿見島城下であり、清水山と号した。当初は初代、五代代が法名で「五道院」と称していたが、寛永年間に一八代(初代藩主)家久が改築、一九代(二代藩主)久光が本立寺と改めた。墓碑は同一基壇上に一列に配置されており、初代、四代が宝塔

五代が五輪塔である。また、旧薩摩国出水郡野田郷には鎮国山感心寺があり、本立寺同様初代、五代までの墓碑が存在する。

一門家の菩提所の宗家は曹洞宗と時宗に分かれる。曹洞宗寺院を菩提所とするのは、薩摩藩成立当初から続く加治木家、垂水家である。時宗寺院を菩提所とするのは、吉貴、継豊親子によって再興された越前家、和泉家である。これは、越前家・泉家再興時の当主がともに吉貴の子であり、吉貴が藩政期の宗家当主で唯一浄光明寺(時宗)を菩提所としたことが背景にある。

宗家墓所は、鹿兒島郡鹿見島城下に所在する玉龍山福昌寺(曹洞宗)の一面に造営された。五代貞久から宗家二八代(一代藩主)斉彬までの墓碑が存在する。五代貞久(三六三没)の墓碑のみが五輪塔、大隅六代氏久墓碑及び宗家八代久豊墓碑、一一代忠昌墓碑が宝塔、他は全て宝篋印塔が採用されている。

越前(重富)家墓所は大隅国始羅郡重富外城(郷)に所在する吉祥山三祖院昭隆寺(時宗)の一角に造営された。越前家再興の一六代忠紀から二四代晴久までの墓がある。ただし、二〇代忠教は宗家に復して久光と称し、福昌寺に葬られた。当主墓碑は、一六代忠紀墓(一七六六年没)から一八代忠貴(一八六六年没)に宝篋印塔、一九代忠公墓(一八七二年没)には櫛形、二二代珍彦墓(一九一〇年没)に尖頭角柱形が採用されている。

加治木家墓所は大隅国始羅郡加治木外城(郷)に所在する徳島山能仁寺(曹洞宗)、松齡山長年寺の一角に造営された。能仁寺には初代忠明、三代久季、六代久徹以降の墓、長年寺には二代久黨の墓がある。四代久門は宗家二四代重年、五代久方は宗家二五代重豪となり、福昌寺に葬られた。塔主墓碑は、二代久黨(一八六六年没)は廟だが、初代忠明(一六七六年没)から九代久長(一八五六年没)までは五輪塔、一〇代久宝(一八七七年没)には櫛形が採用されている。

和泉家(今和泉)墓所は薩摩国指宿郡今和泉外城(郷)に所在する道照山寿禅院光台寺(時宗)の一面に造営された。六代忠憲から一一代忠冬までの当主墓がある。当主墓碑は、六代忠憲墓(一七五四年没)と七代忠温墓(一七七八年没)が宝篋印塔、八代忠厚墓(一八四七年没)から九代忠高(一八六六年没)までは五輪塔が採用されている。



図67 一門家墓所位置図

本図は、藤井大祐2017『鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告書(80)薩摩藩主島津津家墓所(福岡寺跡)調査報告書』より転載したものである。

一門家墓所に共通する事項として、私領地の菩提所に造営されていることが挙げられる。私領主や地頭は、当初任地に赴いていたが、寛永年間(一六二四)一六四四以降鹿兒島定府となった。城下で没することもあったと見られるが、一貫して私領地を葬地としていたのである。

当主墓碑に注目すると、越前家・垂水家では宝篋印塔、加治木家では五輪塔・廟形式のものが採用され、和泉家では宝篋印塔から五輪塔へと変化している。各家によって採用される墓碑の形態は異なるものの、それぞれの家において基本的に一つの墓碑形態を踏襲している。垂水家においては越前家と同様一貫して宝篋印塔が採用されており、墓碑形態からも、強く宗家の影響下にあったことが窺える。

明治以降になると、和泉家は不明ながら宗家及び二家において櫛形・角柱形へと変化し、墓碑形態に変化が認められる。垂水家では尖頭角柱形が採用され、同様の変化が認められる。

宗家当主墓碑と比較すると、明らかに異なるのが石材である。宗家では一貫して山川石が採用される。垂水家においては、六代忠紀墓碑までは反田土石が用いられ、七代久治墓碑以降、一三代貴典墓碑までは一貫して花尾石が用いられる。他一門家においても、各墓所において特定の石材が選択されている。

(二) 島津家の焔葬と垂水島津家の焔葬について

江戸時代、幕府が一八世紀末までの大名・旗本の事蹟を編集した『寛政重修諸家譜』によると、大名家は二六四家あり、その内訳は外様一〇七家、譜代一三八家、親藩一九家であったことが指摘されている。

近世大名は参勤交代制度により、基本的に江戸と江戸を一年交代で行き来していた。このため国元で亡くなる場合もあれば、江戸で亡くなる場合もあった。

大名家のうち、一貫して国元の菩提所に葬る家は五七家、一貫して江戸の菩提所に葬る家は八三家、江戸で亡くなる場合は江戸の菩提所、国元で亡くなる場合は国元の菩提所に葬るいわば療養のものは二四家あったとされる。国元を葬地とする大名の内訳は、外様二四家、譜代一三家、親藩一〇家である。

外様大名である薩摩藩主については、江戸で亡くなった場合も国元を葬地とする「焔葬」が採られていた。「焔葬」を行う大名は二二%に過ぎず、藤井は薩摩藩

主島津家墓所が鹿兒島に所在すること自体に一つの意義を見出せることとしている。垂水島津家においては、大名家でないため参勤交代制度は関係ないものの、必ずしも当主が垂水で没している訳ではない。その場合、一旦は江戸や伏見当で葬られるものの、遺骨等は垂水私領地へ運ばれ、「焔葬」が行われている。他家においても、鹿兒島で死没しても私領地へ葬られるという謂わば藩内の「焔葬」とも言うべき葬礼方法が採られているが、垂水島津家に見られる江戸や京都という遠隔地からの「焔葬」は、宗家の強い影響を窺わせる。

第三節 まとめと課題

垂水島津家墓所は、当主の死とそれに伴う葬礼、そして死後に運営された墓域が累積して形成された遺跡である。本報告書では、垂水島津家墓所における発掘調査、石造物調査、史料調査の成果を報告した。

垂水家当主墓碑は、形態的には六代忠紀墓碑をもつて確立し、幕末に至るまで基本形態が踏襲されることを確認した。また、石材についても、七代久治以降は一貫して花尾石が使用されること、花尾石の使用は当主夫婦墓碑及び当主夫婦へ供えられた石幢のみに限定されることも確認した。

一方で、六代忠紀墓域から明確化する当主墓域は、燈籠等周辺石造物の数や構成内容、献燈者（寄進者）が藩政期を通じて変化することを指摘した。また、その背景には寄進者の社会的階層差が変化（明確化）することが窺えることを提示した。

宗家はとてではないにしても、垂水島津家墓所の石造物も多様な様相を呈するが、石丁場や生産（製作）、供給体制については未調査である。石材が軟質の滑結凝灰岩であることも石造物の多様さの要因の一つと考えられる。ただし、その特性は遺存状況の悪さにも影響を及ぼすと考えられる。七代久治以降、垂水島津家当主夫婦墓碑及び石幢には反田土石よりは硬質な花尾石が用いられているが、それ以外の石造物は依然反田土石装であり、垂水島津家墓所においては、倒壊の危険性のあるもの、一部が欠損しているものの数は多く、当時の社会を知るための貴重な史料と言える石造物の保護について、今後検討する必要がある。

史料からは、宗家同様、心翁寺にある本葬場と高野山にある分霊地のほかにも、七代久治の「御灰塚」があったことが明らかになり、また、五代久敏と六代忠紀の「御石椿」が、「御灰塚」と同様「茶毘に付した場所に石塔を造立した」という意義を持つものであった可能性を指摘した。

また、葬法が火葬であったと考えられる垂水島津家六代忠紀、七代久治については宗家の四mに迫る三mを超える大型の石幢が供えられていること、葬法が土葬に変化したと考えられる八代忠直以降も一貫して当主夫婦に石幢が供えられて

いることから、垂水島津家墓所の石幢と「御灰塚」が深く関連しており、宗家の影響を強く受けている可能性も指摘した。

垂水島津家墓所の石幢については、大半が移設された可能性があるものの、現位置を保っていると考えられるものも遺っている。今後、当主夫婦墓碑と石幢の関連に加え、宗家同様「御灰塚」についても検討する必要がある。

発掘調査では、建築物の痕跡を示す地業や土地の造成、石幢の移設等について確認でき、一定の成果を残すことができた。しかし、墓所と一体をなす心翁寺については明らかにできなかった部分が多い。

現在墓所の東方に隣接する市営墓地の中には、垂水島津家臣団のものと思われる墓碑も多数存在する。また、史料から垂水島津家墓所は心翁寺のごく一部に過ぎないことも想定されている。心翁寺の範囲や伽藍配置、墓所との位置関係といった点については、明らかにすべき将来的な課題として残っている。

垂水島津家当主墓についての調査は、墓碑、墓域等地上構築物を対象とし、埋葬施設等地下遺構については未調査である。宗家墓所でも指摘されているように、埋葬主体部の構造、遺体収容器の組み合わせから埋葬形式が決定されること、埋葬施設の構造が被葬者の身分、階層とほぼ対応になっていることが明らかにされていることから、将来的な調査の際はこれらの点についても留意することが必要である。

引用・参考文献

- 藤井大祐(二〇一七)「鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書(80) 摩羅藩主島津家墓所(福昌寺跡) 調査報告書」鹿児島市教育委員会
- 一九七四垂水市教育委員会「垂水市史 上巻」
- 一九八〇垂水市教育委員会「垂水市史料集(二) 垂城伝記、他4」
- 一九八二垂水市教育委員会「垂水市史料集(四) 石塔編」
- 一九八四垂水市教育委員会「垂水市史料集(五) 垂水市の文化財」
- 一九八五垂水市教育委員会「垂水市史料集(六) 垂水領主島津家譜」
- 一九八七垂水市教育委員会「垂水市史料集(七) 中世における垂水の家族」

